

（一社）北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部総務課長

令和2年度（2020年度）共同企業体の資格審査事務の取扱いについて
水産土木工事及び森林土木工事に係る共同企業体の資格審査事務を、次のとおり行いますので、お知らせします。

記

1 資格決定の時期について

水産林務部進達期限	資格決定通知予定	備 考
令和2年（2020年）		
3月 6日（金）	3月13日（金）	
3月13日（金）	3月19日（木）	
3月19日（木）	3月27日（金）	
3月27日（金）	4月 3日（金）	
4月 3日（金）	4月10日（金）	
4月17日（金）	4月24日（金）	
5月～12月まで 毎月10日	5月～12月まで 毎月20日	閉庁日の場合は、その前日が進達期限又は通知日になります。
令和3年（2021年）		
1月22日（金）	1月29日（金）	
1月29日（金）	2月 5日（金）	
2月 5日（金）	2月12日（金）	
2月12日（金）	2月19日（金）	
3月		令和2年度（2020年度）の受付は行いません。

2 申請書の提出にあたっての留意事項等

(1) 提出期限について

当課への進達期限は上記のとおりとなっておりますが、各（総合）振興局における締切日については、必ず各（総合）振興局のホームページ等で確認するよう、会員へのご指導をよろしくお願いします。

(2) 提出先について

申請書は、希望する登録機関各（総合）振興局地域政策部総務課へ提出してください。
なお、複数の登録機関を希望する場合は、いずれか1箇所に提出してください。

(3) 審査結果の通知について

上記資格決定通知予定日に資格者へハガキで通知します。

(4) 令和元年度（2019年度）から継続する経常建設共同企業体について

令和元年度（2019年度）において2年間の継続を予定して結成された経常建設共同企業体については、申請書に添付する協定書は写しで構いません。

3 結成回数等

既に結成されている経常建設共同企業体の構成員が、新たに異なる経常建設共同企業体を結成する場合は、先に結成した経常建設共同企業体とその営業地域が重複してはならないこととなるので留意してください。

4 その他

令和2年度（2020年度）の経常建設共同企業体の資格審査は、各構成員が令和元・2年度競争入札参加 資格審査申請において提出した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）により行います。

5 水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について（平成13年3月22日水林総第3060号関係）

(1) 対象工事について

水産土木工事においては、C等級工事であっても工事予定価格2,000万円以上の工事については経常建設共同企業体を活用することが可能です。

森林土木工事における経常建設共同企業体の活用においては、格付等級のうち最下位等級（C等級）を除いた工事とする。「建設工事共同企業体の活用方針について」（平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

(2) 経常企業体の構成について

水産土木工事に係る共同企業体で二等級差企業（AとBとC、AとCなど）により結成する場合については、下記の書類を添付してください。（C等級資格級資格者分のみ）

※運用方針の記2に定める書類（①、③の様式任意）

- ①過去5カ年間の工事施工実績
- ②工事施行成績評定書（前年度）
- ③技術者の保有状況

（管理グループ）

（一社）北海道水産土木協会会長 様

水産林務部総務課長

令和2年度（2020年度）における地震災害復旧工事特例共同企業体の資格審査事務の取扱いについて

地震災害復旧工事特例共同企業体運用基準（平成30年12月13日付け水林総第1345号）3に基づき、水産林務部長が審査を行う資格（森林土木）の資格審査事務を、次のとおり行いますので、お知らせします。

記

1 地震災害復旧工事特例共同企業体の資格審査事務

(1) 資格決定の時期

令和2年度（2020年度）の地震災害復旧工事特例共同企業体（以下「地震災害復旧企業体」という。）の資格決定日及び申請書の当課への進達期限については、次のとおりとします。

水産林務部進達期限	資格決定通知日	備 考
令和2年（2020年）		
3月 6日（金）	3月13日（金）	
3月13日（金）	3月19日（木）	
3月19日（木）	3月27日（金）	
3月27日（金）	4月 3日（金）	
4月 3日（金）	4月10日（金）	
4月17日（金）	4月24日（金）	
5月～12月まで 毎月10日	5月～12月まで 毎月20日	閉庁日の場合は、その前日が進達期限又は通知日になります。
令和3年（2021年）		
1月22日（金）	1月29日（金）	
1月29日（金）	2月 5日（金）	
2月 5日（金）	2月12日（金）	
2月12日（金）	2月19日（金）	
3月		令和2年度（2020年度）の受付は行いません。

2 申請書の提出にあたっての留意事項等

(1) 提出期限について

当課への進達期限は上記のとおりとなっておりますが、胆振総合振興局における締切日については、必ず胆振総合振興局のホームページ等で確認するよう、会員へのご指導をよろしくお願いします。

(2) 提出先について

申請書は、胆振総合振興局総務課へ提出してください。

(3) 審査結果の通知について

上記資格決定通知予定日に資格者へハガキで通知します。

(4) 令和元年度（2019年度）から継続する地震災害復旧企業体

令和元年度（2019年度）において2年間の継続を予定して結成された地震災害復旧企業体については、申請書に添付する協定書は写しで構いません。

3 結成回数等

一つの企業が登録することができる回数は3回までとなるので留意してください。

4 その他

令和2年度（2020年度）の地震災害復旧企業体の資格審査は、各構成員が令和元・2年度競争入札参加 資格審査申請において提出した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）により行います。

（管理グループ）